1．利用制限緩和後の公民館でできること

制限緩和後の**利用区分等**

個　人	４名以下の利用（小学生は保護者同伴）　緩和
	社会教育・生涯学習活動の促進につながるもの（活動の成果発表、講演、展示会等）、個人が複数の市民を対象に行う公益目的の事業
市　外	市内在住者以外の利用（定期利用団体等の活動を担保の上で）　緩和
営　利	生涯学習を促進する各種教室（語学教室、学習塾、書道、ピアノ、ダンス、フィットネスなどのカルチャー教室）。 各種教室の使用は、個人事業者（月謝、会費等を徴収して習い事などを行う事業者）とする。　緩和
政　治	政治団体の構成員の学習会、会議等 一般市民を対象とした議会報告会、勉強会 選挙期間中の個人演説会、政党演説会等（☞公職選挙法第161条）
宗　教	地域の伝統的な祭礼に係る集会又は習俗化した行事

既存の登録団体に不利益が生じないよう配慮しながら、利用制限緩和の検討を進める。